



司法書士による 相続・遺言 無料相談会

日時：令和7年2月1日（土） 午後1時～4時

（受付時間：午後1時～午後3時30分）

場所：長浜市役所本庁舎 1階多目的ルーム
（長浜市八幡東町632番地）

予約：不要（先着順に対応します。相談までにお待ちいただく場合があります。）

たとえばこんなことが気になっている方は、ぜひこの機会をご利用ください！

【よくあるご質問】

Q. 相続登記は、いつまでにしないといけないのですか？

Q. 相続登記が義務化されたってほんと？しないとどうなる？

Q. 土地がまだひいおじいさん名義のままなのですが、問題はありますか？

Q. 相続関係が複雑です。相続が発生したときに誰の印鑑が必要か知っておきたい。

Q. 不動産の名義を変更すると、相続税など税金がかかるとう聞いたのですが…

Q. 私たち夫婦には子どもがいないのですが、遺言が必要ですか？

Q. 自筆の遺言と公正証書で作った遺言とでは、どんな違いがありますか？

Q. 遺言でもめないようにするには、どんなことに気をつけたらいいですか？

Q. 故人の借金が多いので、相続放棄をしたいのですが…

★成年後見・権利擁護センター職員による成年後見に関する相談会も同時開催します。



主催：滋賀県司法書士会 長浜支部

共催：滋賀県司法書士会・社会福祉法人長浜市社会福祉協議会

お問合せ先：社会福祉法人長浜市社会福祉協議会 TEL. 0749-62-1804